春日部市訓令第５号

本　　庁
出先機関

春日部市職員の主査の職への昇任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年１０月１５日

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

春日部市職員の主査の職への昇任に関する規程の一部を改正する訓令

春日部市職員の主査の職への昇任に関する規程（令和５年訓令第８号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（昇任選考の対象者） 第５条 （１） 主任在職期間が昇任選考基準日現在において３年を超えた者	（昇任選考の対象者） 第５条 （１） 主任在職期間が昇任選考基準日現在において３年を超え、かつ、直属の部長（部長相当の職にあるものを含む。部長が欠けたときは、市長がその都度定める者）の推薦を受けた者

附　則

この訓令は、令和８年１１月１日から施行する。